

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

これまで、令和3年度住民税均等割が非課税の世帯や新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税均等割が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯に対し、1世帯あたり10万円の給付事業を行ってきました。コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」において、真に生活に困っている人への支援措置の強化として、家計急変により受給資格があるにもかかわらず、申請がないことにより受給できていない世帯に対して、令和4年度住民税課税情報を活用して給付事務を行います。

なお、既に令和3年度の住民税非課税分または家計急変世帯に対する給付金のいずれかを受けた世帯と同一の世帯または当該世帯の世帯主であった人を含む世帯に、令和4年度非課税世帯等として、再度支給されるものではありません。本給付金の詳細・申請方法などの最新情報は、市ホームページで順次更新していきます。

問合せ

●泉佐野市臨時特別給付金コールセンター（7月1日開設予定）…午前9時～午後5時（土・日曜日、祝日、年末年始除く）（☎463-2181）

※給付対象世帯の確認は7月25日(月)以降にお願いします。

●臨時特別給付金制度全般…午前9時～午後8時（土・日曜日、祝日、年末年始除く）に内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター（☎0120-526-145）

臨時特別給付金の給付を装った

特殊詐欺などに注意してください！

- 臨時特別給付金に関して、ATMの操作などをお願いすることはありません。
 - 臨時特別給付金の給付のため、手数料の振込を求めことはありません。
 - 臨時特別給付金に関して、メールを送信し、URLをクリックして申請手続きをを求めることはありません。
- ※臨時特別給付金をかたった不審な電話などがあった場合は、警察署または警察相談専用電話（#9110）へ連絡してください。

住民税非課税世帯

※令和3年度住民税非課税世帯対象者除く
対象 基準日（令和4年6月1日）に泉佐野市の住民基本台帳に記録されている世帯で、世帯全員の令和4年度住民税均等割が非課税の世帯。ただし、住民税均等割が課税されている人の扶養親族等のみで構成されている世帯は対象外
受給権者 対象世帯の世帯主
給付金額 1世帯当たり10万円
申請方法 市から対象と見込まれる世帯の世帯主宛に準備が整った次第、申請書類を送付します。（7月下旬見込）

家計急変世帯

※既に本給付金を受給している世帯除く
対象 「住民税非課税世帯」に該当する世帯以外の世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降の家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯
受給権者 対象世帯の世帯主
給付金額 1世帯当たり10万円
申請方法 要件を満たす人を特定できないため、市からの個別の案内はできません。給付金の受給には申請が必要になりますが、その方法については、市のホームページなどでお知らせしています。

泉佐野市事業復活支援金

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経済的に大きな影響を受けている市内中小企業者などの事業継続を支援するため、支援金を給付しています。

対象 市内に本店または主たる事務所（事業活動の拠点としている事業所・店舗も含む）のある中小法人など（*）または個人事業主などであって、事業継続に取り組む人（*）…資本金・出資金10億円未満または常時雇用する従業員数2,000人以下

交付要件 以下のどちらかの要件を満たしていること

- 国の事業復活支援金を受給している
- 令和3年11月～令和4年3月の対象月の事業収入が、平成30年11月～令和3年3月の基準月の事業収入と比較して10%以上減少した月がある

支援金 20万円

※市内に複数の事業所がある場合でも、1事業者のみ

申込・問合せ 9月30日(金)（当日消印有効）までに郵送で〒598-0012 泉佐野市高松東1丁目10-37 泉佐野センタービル 株さのたす 泉佐野市事業復活支援金事務局へ

※郵便物の追跡ができる書留・レターパックなどで郵送してください。また、新型コロナウイルス感染症予防のため窓口での申請受付は行いません。必要書類などは、市ホームページをご覧ください。平日 午前9時～午後5時に泉佐野市事業復活支援金コールセンター（☎463-3977）へ



QRコード